

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）対応方針（案）」について

- 児童福祉法等の改正により、乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）が令和8年度に本格実施される（「こども誰でも通園制度」の概要は別紙のとおり）。
- 「こども誰でも通園制度」が実施されることを踏まえ、
 - ・ こども誰でも通園制度の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - ・ こども誰でも通園制度と教育・保育等との一体的提供体制に関する事項について、定めることとされた。
- このことから、「埼玉県こども・若者計画」に掲げている「こども誰でも通園制度の実施の推進」に関し「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）対応方針」を作成する。

【参考】「埼玉県こども・若者計画」における「こども誰でも通園制度」に関する記載

（計画抜粋）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、親の就労状況にかかわらない支援の充実を図るため、保育所等において、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施を推進します。

スケジュール

児童福祉審議会での意見聴取を経て、令和7年度末までに作成

対応方針(案)

別添「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）対応方針（案）」のとおり ※案は国の記載例の内容を踏まえて作成

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）対応方針（案）

児童福祉法等の改正により、乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）が令和8年度に本格実施される。

このことを踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画である「埼玉県こども・若者計画」に掲げている、こども誰でも通園制度の実施の推進に関し、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、必要事項を定めるものである。

1 従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について

- こども誰でも通園制度の実施に伴い必要となる保育士や、その他従事者の確保に努める。
- こども誰でも通園制度に従事する者について研修を行う体制を整備し、その確保及び資質の向上を図る。

2 教育・保育等との一体的提供体制に関する事項について

- 地域の保育所・認定こども園・幼稚園など教育・保育施設と連携し、こども誰でも通園制度の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、こども誰でも通園制度の事業実施者と教育・保育施設との間で情報共有の体制を整備する市町村を支援する。
- 市町村と連携し、こども誰でも通園制度の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行に努める。

1 事業の目的

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。

2 事業の概要

令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施するもの。

3 対象児童

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

4 実施主体

市町村 *令和7年度は、県内で7市で実施されている。

7市：さいたま市、川越市、越谷市、行田市、鴻巣市、志木市、新座市

【こども誰でも通園制度の対象児童】



*実施施設

保育所、認定こども園、
小規模保育事業所、
幼稚園、地域子育て支援拠点等